

高知健康科学大学 学則（案）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 高知健康科学大学（以下「本学」という。）の教育研究上の目的は以下のとおりとする。学校教育法（昭和22年法律第26号）及び理学療法士法及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に基づき、理学療法士及び作業療法士として必要な知識と技術を修得せしめ、併せて医療従事者としての人格形成に努めるとともに、広い教養のある社会人を育成する。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的研修等）

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（社会的・職業的自立に関する指導等）

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後、自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるように大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学部・学科等及び修業年限

（学部・学科及び専攻）

第6条 本学に、健康科学部リハビリテーション学科を置き、第1条に規定する本学の目的を学部及び学科の教育研究上の目的とする。

学 科	専 攻	修業年限	入 学 定 員	収 容 定 員
リハビリテーション学科	理 学 療 法 学	4 年	35 名	140 名
	作 業 療 法 学	4 年	35 名	140 名
合 計			70 名	280 名

(在学年限)

第7条 在学年限は、各学年2年以内とする。

2 第16条の規定による再入学の場合の在学期間には、入学前の本校における在学期間を通算するものとする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第8条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

土曜日、日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開設記念日

夏季休業 8月1日から8月31日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月6日まで

学年末休業 3月21日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず学長が教育上特に必要と認めるときは、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・復学・再入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については学年の途中においても学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条1項の規定を準用し、同条1項の規定に該当する者とする。

1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

3) 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 入学志願者は、本校所定の書類に検定料を添えて、所定の期間内に提出しなければならない。

2 前項の提出時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者選抜)

第13条 前条の入学者志願者に対しては、入学者選抜を行う。

2 前項の選抜に関しては、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選抜により合格した者は、所定の期日までに入学金等学納金を納付し、誓約書、保証書、高等学校卒業証明書（またはこれに代わるもの）、その他所定の書類を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを終えた者に入学を許可する。

(保証人)

第15条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第16条 本学の退学者で、再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は選考の上、相当の年次に再入学を許可することができる。

(再入学の手続き等)

第17条 前条の規定による再入学等の手続き等については、第12条及び第14条の規定を準用する。

第5章 教育課程及び授業科目の履修

(教育課程)

第18条 教育課程は、別表Ⅰ・別表Ⅱの教育課程表に基づき、教育内容によって教養基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び総合科目に区分し、これを各年次に配当して編成する。

(授業期間)

第19条 1年間の授業を行う期間は、試験等のための期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の認定)

第20条 授業科目の履修の認定は、試験に合格した者に所定の単位を与える。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 試験その他の審査における成績の評価は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

S 極めて優秀である。

A 基準を超えて優秀である。

B 望ましい基準に達している。

C 単位を認める最低限の基準には達している。

D 基準を下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、可否により判定することができる。

4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第21条 本学は、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係わる評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、GPA制度を導入し、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(進級の認定)

第22条 年次毎の進級の認定は、当該年次における授業科目の履修状況の審査により行う。

2 前項の審査の時期、対象授業科目、方法等について必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第23条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前に行った授業科目の履修)

第24条 教育上有益と認めるときは、前条の規定は、学生が本学に入学する前に行った履修についても準用する。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する授業科目の履修は、原則として本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学において修得したものとみなし又は与えることのできる単位数の限度)

第25条 第23条及び第24条の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒業)

第26条 学長は、第6条に規定する在学年限を満たし、かつ、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者に卒業証書を授与する。

2 卒業に必要な単位数は次の通りとする。

学 部	学 科	専 攻	卒業必要単位数
健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学	147以上
		作業療法学	147以上

(学位の授与)

第27条 卒業者には、学士の学位を授与するものとし、学位の名称は次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	学位の名称
健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学	学士(理学療法学)
		作業療法学	学士(作業療法学)

第6章 休学・復学・退学・転学

(休学)

第28条 病気又は経済的理由、その他の理由により2か月以上修学することができない学生は、休学願に医師の診断書または詳細な理由を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けてその学年の終わりまで休学することができる。

2 前項の他、特別の事情のある学生については、学長の許可を受けて、更に引き続き1年以内休学することができる。

3 前2項の他、病気その他の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、期間を定め休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は、第7条に規定する在学年限の年数を超えることはできない。

2 休学した期間は、在学期間に算入しない。

3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(復学)

第30条 休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅したときは、学長に復学願を提出し、その許可を受けて復学することができる。

2 前項の場合において、病気による休学の場合にあっては、医師の診断書を添えなければならない。

3 復学の時期は、それぞれの学期の始めの日とする。

(退学)

第31条 病気又は経済的理由、その他の理由により学生が退学しようとするときは、その理由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転学)

第32条 他の大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長にあらかじめ保証人連署のうえ、転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

第7章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第33条 学長は、品行方正で学業成績優秀な者、その他特に善行があつて他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(除籍)

第34条 学長は、次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

- 1) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められるとき。
- 2) 授業料等の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。
- 3) 第7条第1項に規定する在学期間を超えたとき。
- 4) 第29条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。
- 5) 死亡または長期間にわたり行方不明の者で、保証人から届出のあつたとき。

6) 欠席が長期にわたるとき。

(懲戒)

第35条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分にもとる行為があったときは、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、退学、停学、訓告及び嚴重注意とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当するときに行う。

1) 性行不良で改善の見込みがないとき。

2) 正当な理由がなくて出席常でないとき。

3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したとき。

4 停学の期間が2ヶ月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第8章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料)

第36条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第37条 入学に当たっては、入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第38条 各年度に係る授業料・実験実習費・施設拡充費は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。

納期区分	納期
前期（4月1日～9月30日まで）	前年度3月31日まで
後期（10月1日～3月31日まで）	9月30日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。ただし、施設拡充費については納付しなければならない。

(検定料等の金額)

第39条 検定料、入学金、授業料、その他実験実習費、施設拡充費、実習生活関連経費の額並びにその徴収方法は、別に定める。

第9章 科目等履修生、聴講生、研究生

(科目等履修生)

第40条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第41条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第42条 特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第43条 科目等履修生、聴講生及び研究生の検定料、入学金及び授業料の額、徴収方法その他必要な事項については、別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第44条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 施設等

(施設等)

第45条 本学に図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第12章 職員等

(学長)

第46条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を監督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

(教員、事務職員、その他の職員)

第47条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。

2 前項の他、その他必要な職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師、助教の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとする。

(学部長、学科長、専攻長)

第 48 条 学部に学部長、学科長及び専攻長を置く。

- 2 学部長は、学部の業務を掌握する。
- 3 学科長は、学科の業務を処理する。
- 4 専攻長は、専攻の業務を処理する。

(事務局)

第 49 条 本校に、事務局を置く。

- 2 事務局に必要な事項は、別に定める。

第 13 章 教授会等

(教授会)

第 50 条 学長は、教育研究上の諸課題を検討するために教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第 51 条 学長は、教育研究上の具体的課題を検討するために各種委員会をおくことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 14 章 雑 則

第 52 条 この規則に定めるものの他、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

- 2 この学則の改廃にあたっては、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

高知健康科学大学教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、高知健康科学大学学則第49条の規定に基づき、教授会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 本学に教授会を置く。

2 前項の教授会は、教育研究に従事する基幹教員ならびに事務局長をもって組織するものとする。ただし、学長が必要と認めた場合は他の職員を加えることができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の入学・休学・復学及び退学に関する事項
- (4) 単位修得及び卒業認定に関する事項
- (5) 学生生活に関する事項
- (6) その他、学生教育及び研究に関する事項

（運用）

第4条 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は教授会を主宰する。

3 学長に事故あるときは、あらかじめ教授会が定めた順序による教授がその職務を代行する。

4 教授会において審議される議題は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の3日前までに構成員に通知しなければならない。

5 教授会は、その構成員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

6 教授会へはオンライン参加での出席も認めることがある。ただし、対面での会議と同等の議論ができるよう、即時性と双方向性が確保された環境に限って認めるものとする。

7 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第5条 教授会に関する事務は、事務局において処理する。

(議事録)

第6条 教授会の議事進行の過程及び決定事項は議事録に記録する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。